

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定書

(その1)

株式会社 (以下「会社」という) と株式会社 従業員代表
(以下「従業員代表」という) は、労働基準法第39条第5項に定める年次有給
休暇の計画的付与に関して下記のとおり協定する。

記

(計画年休取得日)

第1条 工場に勤務する従業員が有する本年度の年次有給休暇のうち日につい
ては、以下の各日に一斉に取得するものとする。

月 日、 月 日……および 月 日

(特別休暇の付与)

第2条 本協定締結日に従業員が有する本年度の年次有給休暇の日数から5日
を控除した残りの日数が 日に満たない者については、その不足日数
の限度で、第1条に掲げる日に特別休暇を与える。

2 特別休暇中の賃金は、所定労働時間労働したときに支払う通常の賃金
を支払う。

(指定日の変更)

第3条 業務の都合で第1条に定める日に出勤を余儀なくされる従業員につい
ては、会社と従業員代表が協議のうえ、第1条に定める日から 日以内
に到達する週休日の前後に取得日を変更するものとする。

令和 年 月 日

株式会社

代表取締役

Ⓜ

株式会社

従業員代表

Ⓜ

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定書

(その2)

株式会社 (以下「会社」という) と株式会社 従業員代表 (以下「従業員代表」という) は、労働基準法第39条第5項に定める年次有給休暇の計画的付与に関して下記のとおり協定する。

記

(班編成と編成方法)

第1条 年次有給休暇の計画的付与のために職場ごとに従業員を2班に分けるものとし、各班の人選は担当課長が行う。

2 現業系の職場は、保安要員および係長以上の役職者の半数を第2班とし、残りは第1班とする。

3 事務系および営業系職場は、ほぼ3分の2を第1班とし残りを第2班とする。

4 特定の班を希望する従業員は、事前に課長に申し出ることができる。原則として課長は従業員の希望を尊重しなければならない。

5 特定の班に希望が集中し、班編成が困難な場合は、担当課長および労使が協議して人選を行うことができる。この場合、必要に応じて特定の班を希望する理由の申し出を受け付けることができる。

(計画年休の実施日)

第2条 従業員が保有する令和 年度の年次有給休暇のうち5日分については、各班ごとに、次のとおり付与する。

第1班：8月5日～9日

第2班：8月11日～15日

(特別休暇の付与)

第2条 本協定締結時に、保有している年次有給休暇の日数から5日を控除した残りの日数が 日に満たない者については、その不足日数の限度で、第2条に掲げる日に特別休暇を与える。

2 特別休暇中の賃金は、所定労働時間労働したときに支払う通常の賃金に対する次の割合の賃金を支払う。

特別休暇 2 日まで：100%

特別休暇 3 日まで：80%

特別休暇 4 日まで：60%

(指定日の変更)

第 3 条 業務の都合で第 1 条に定める日に出勤を余儀なくされる従業員については、会社と従業員代表が協議のうえ、第 2 条に定める日を変更するものとする。

令和 年 月 日

株式会社

代表取締役

Ⓜ

株式会社

従業員代表

Ⓜ

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定書

(その3)

株式会社 (以下「会社」という) と株式会社 従業員代表 (以下「従業員代表」という) とは、年次有給休暇の計画的付与について次のとおり協定する。

(計画年休の対象日数)

第1条 従業員が有する令和 年度の年次有給休暇のうち6日分については、計画的に付与する。

(計画的付与の期間および日数)

第2条 年次有給休暇の計画的付与の期間およびその日数は、次のとおりとする。

前期＝7・8月の間に3日間

後期＝翌年1・2月の間に3日間

(個人別付与計画表の作成・発表)

第3条 個人別の年次有給休暇付与計画表は、付与対象期間が始まる2週間前までに会社が作成し、発表する。

(希望日の提出)

第4条 従業員は、所定の様式に計画的付与の希望日を記入し、付与対象期間が始まる1ヵ月前までに、会社に提出しなければならない。

(付与日の決定)

第5条 会社は、従業員の希望日を調整し、休暇の付与日を決定する。

(特別休暇の付与)

第6条 保有する年次有給休暇の日数から5日を差し引いた日数が「6日」に満たない従業員については、その不足する日数の限度で、第2条に掲げる時期に特別有給休暇を与える。

(指定日の変更)

第7条 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤しなければならぬ従業員については、会社は従業員代表と協議のうえ、第3条に定める指定日を変更するものとする。

令和 年 月 日

株式会社

代表取締役

印

株式会社

従業員代表

印